

発達支援登録証交付要領

1 目的

発達障がい児者に対して発達支援登録証を交付することで、発達障がいに関する基本的な配慮や個々の特性についての情報を関係機関が共有し、一貫した支援を行いやすくするとともに、発達障がい児者及びその家族に対して、日常生活に必要な福祉サービス並びにその他の情報提供を行うことや、災害時に特別な配慮や情報の伝達をスムーズに行うことを以って発達障がい児者が安心して暮らせる環境を整備し、発達障がい児者の福祉の増進に寄与することを目指す。

2 実施主体

大分県発達障がい者支援センター

3 事業内容

大分県内に住所を有する者であり、医師による診断書、もしくは心理判定検査結果証明書にもとづき、大分県発達障がい者支援センターが発達障がいとしての支援や配慮が必要であると判断した児者（又はその保護者）が申請した場合に、発達支援登録証の交付を行う。

4 事業実施方法

- (1) 発達支援登録証の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書に記入の上、診断書、もしくは判定書の写しを添えて大分県発達障がい者支援センターに提出する。
- (2) 大分県発達障がい者支援センターは、提出書類を確認して審査を行い、交付を認めた場合にのみ、登録番号を台帳に記録し、発達支援登録証の交付を行う。
- (3) 発達支援登録証の交付にかかる審査の際に、必要に応じて、発達障がい者支援センターが心理判定を行う。

5 発達支援登録証及び交付申請書様式

別途定める。

6 事業実施期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

それ以降の取り扱いについては、関係機関において再度協議の上、特に変更がなければ、随時継続して行う。

個人情報の取り扱いに関する説明書

1. 利用目的

取得した個人情報は、発達支援登録証交付及び災害時支援の目的でのみ利用いたしません。

2. 第三者への非開示

以下の場合を除き、ご本人の承諾なく、個人情報を第三者に開示することはありません。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ ご本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難なとき
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその受託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3. 個人情報の管理

取得した個人情報は、適切な情報管理を行います。

4. 情報処理の委託

メンテナンス等の業務上の必要により、情報処理業務等を外部に委託する場合があります。

委託にあたっては、個人情報取り扱いの安全性確認、秘密保持契約の締結等、適切な情報管理対策を行います。

5. 個人情報に関する問い合わせ

個人情報に関するお問い合わせは、個人情報相談窓口までお申し出ください。

- (1) 個人情報の開示・訂正・削除・利用停止（以下、「開示等」）について
- (2) その他、保個人情報の取り扱いに関する苦情・相談について

TEL : 097-513-1880 大分県発達障がい者支援センターECOAL（発達支援登録事務局）